板戸第一自治会規約

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1)　本会の会員相互の親睦に関すること

(2)　衛生、美化等環境整備に関すること

(3)　防犯、防災及び交通安全に関すること

(4)　各種団体との連絡調整に関すること

(5)　行政情報の活用及び行政との連絡協議に関すること

(6)　本会が所有する資産及び施設の維持管理運営に関すること

(7)　将来計画の作成に関すること

(8)　その他本会の目的達成に必要なこと

（名称）

第２条　本会は、板戸第一自治会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、伊勢原市板戸１番地から２６６番地、２７０番地の１、２７１番地の５、２７２番地から３１４番地、３４０番地から３５２番地、４７４番地、４７５番地の１、４７５番地の１１から４７５番地の１５、４７７番地から５０２番地、６３５番地から６３６番地及び６３９番地までの区域とする。

（主たる事務所）

第４条　本会の主たる事務所は、神奈川県伊勢原市板戸２９５番地の８に置く。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

（賛助会員）

第６条　本会の賛助会員は、第３条に定める区域に本社及び工場等を有する法人、店舗等を有する個人（区域外に居住）及びアパート等に居住する個人で第８条に規定する入会

申込書を提出していない者とする。

（会費）
第７条　会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）
第８条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
２ 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。
(1)　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
(2)　会員より別に定める退会届が会長に提出された場合
２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役員

（役員の種別）
第１０条　本会に、次の役員を置く。
(1)　会長　　１人
(2)　副会長　　２人
(3)　会計　　１人
(4)　その他の役員１０人
(5)　組長　　組数
(6)　監事　　２人
２　前項に定めるほか、必要に応じて相談役を置くことができる。

（役員の選任）
第１１条　役員のうち、会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。
２　監事は、前条第１項第１号から第４号までの各役員を兼ねることはできない。

（役員の職務）
第１２条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があ

らかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
４　監事は、次に掲げる業務を行う。
(1)　本会の会計及び資産の状況を監査すること
(2)　会長、副会長及びその他役員の業務執行の状況を監査すること
(3)　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
(4)　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

（役員の任期）
第１３条　役員の任期は、原則２年とし、再任を妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）
第１４条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）
第１５条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）
第１６条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）
第１７条　通常総会は、毎年度決算終了後６０日以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　会長が必要と認めたとき。
(2)　総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
(3)　第１２条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）
第１８条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の３０日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）
第１９条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２０条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）
第２１条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　総会の議決すべき事項のうち、特に緊急を要するため総会を開催する時間的余裕がないことが明らかである時は、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

（会員の表決権）
第２２条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。
２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。
(1)　事業報告及び決算報告
(2)　事業計画及び予算案
(3)　合理的で地域で認められている事項

（総会の書面表決等）
第２３条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の場合における第２０条及び第２１条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）
第２４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所

(2)　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
(3)　開催目的、審議事項及び議決事項
(4)　議事の経過の概要及びその結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）
第２５条　役員会は、組長を除く役員をもって構成する。ただし、監事は表決権は有さない。

（役員会の権能）
第２６条　役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）
第２７条　役員会は、原則毎月開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集できる。
２　会長は、役員の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から６０日以内に役員会を招集しなければならない。

（役員会の議長）
第２８条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）
第２９条　役員会には、第２０条、第２１条第１項、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第３０条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　別に定める財産目録記載の資産

(2)　会費

(3)　活動に伴う収入

(4)　資産から生ずる果実

(5)　その他の収入

（資産の管理）

第３１条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３２条　本会の資産で第３０条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において３分の２以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３３条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第３４条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第３５条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後６０日以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３６条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日までとする。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第３７条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、伊勢原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第３８条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第３９条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の３分の２以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第４０条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４１条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会等が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成２５年４月２１日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第３６条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成２６年３月３１日までとする。